

# 所得要件

○所得要件

**町民税非課税** 又は **町民税の所得割額 10万円未満** } の個人または世帯に該当する場合は、下記の福祉サービスを受けることができます。

○対象者個人の住民税所得割額で対象が判定されるサービス

- ①救急タクシー事業 (高齢・障がい)
- ②人工透析者通院交通費助成事業 (障がい)
- ③福祉タクシー券交付事業 (障がい)
- ④福祉燃料券交付事業 (障がい)
- ⑤紙おむつ支給事業 (高齢・障がい)

○対象者の世帯員全員の住民税所得割額で対象が判定されるサービス

- ①介護者激励金支給事業 (高齢・障がい)
- ②除雪支援事業 (高齢・障がい)
- ③特別支援児養育手当支給事業 (特別支援学級在籍児童)

※ 住民税の所得割額はお手持ちの町民税の納付書、または町民税特別徴収税額決定通知書(給料天引の方)で確認できます。

※ 町民税非課税の方には納付書や決定通知書は送られていません。

太枠の中の金額で判定します。

～お知らせ～

**福祉課窓口で  
住民票などの一部の証明書の発行や、  
納付書による税金などの収納ができます**

ヘルスケアセンターまむろ川を利用される方は、ぜひご活用ください。

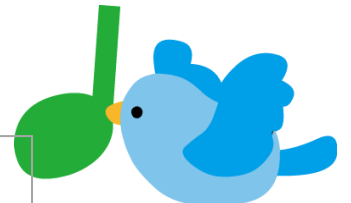
住民票などの証明書	税金などの証明書	
○住民票抄本	○所得証明書	○課税証明書
○住民票謄本	○納税証明書	○非課税証明書
○住民票除票	○納税証明書(車検用)	○住民税決定証明書
○印鑑登録証明書	○資産集計表	○資産所有証明書
	○納付確認書(介護保険料申告用)	

※戸籍抄本・謄本・附票の発行や、印鑑登録、その他特殊な証明書は、町民課での取扱いとなります。必要な方は、町民課住民係窓口までお越しください。

納付書により収納できるもの		
○町税	○国民健康保険料	○上・下水道料
○後期高齢者医療保険料	○介護保険料	○町営住宅料
○町立保育所保育料	○町修学資金	

※納付書の発行はできませんので、納付書がお手元に無い場合は、役場の担当課までご相談ください。  
※納付書があっても、その金額を分納したい場合は、担当課までご相談ください。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい



お問い合わせ : 福祉課 福祉係 (総合保健施設内・町立病院並び)

☎ 62-3436